

子発0115第11号  
平成30年1月15日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

「保育士試験の実施について」の一部改正について

「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成30年1月15日より施行することとしたので、通知する。

(別添)

「保育士試験の実施について」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後	改正前
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育士試験の実施について</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 科目免除の取扱いについて</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 幼稚園教諭免許状を有する者については、保育士試験受験科目免除願に幼稚園教諭免許状を有することを証する書類又は幼稚園教諭免許状の写しを添えて提出させることで、筆記試験科目の保育の心理学及び教育原理並びに実技試験の保育実習実技を免除することができる。</p> <p>また、指定保育士養成施設の科目等履修により教科目を修得した幼稚園教諭免許状を有する者においては、<u>別表1①</u>のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。</p> <p>(5) 幼稚園教諭免許状を有する者については、指定保育士養成施設において<u>別表1</u>のとおり修得した教科目に応じた保育士試験免除科目、(1)又は(2)による試験科目の一部免除の対象となる科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全て又は一部を組</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育士試験の実施について</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 科目免除の取扱いについて</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 幼稚園教諭免許状を有する者については、保育士試験受験科目免除願に幼稚園教諭免許状を有することを証する書類又は幼稚園教諭免許状の写しを添えて提出させることで、筆記試験科目の保育の心理学及び教育原理並びに実技試験の保育実習実技を免除することができる。</p> <p>また、指定保育士養成施設の科目等履修により教科目を修得した幼稚園教諭免許状を有する者においては、<u>別表①</u>のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。</p> <p>(5) 幼稚園教諭免許状を有する者については、指定保育士養成施設において<u>別表</u>のとおり修得した教科目に応じた保育士試験免除科目、(1)又は(2)による試験科目の一部免除の対象となる科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全て又は一部を組み</p>

み合わせる場合についても、規則第6条の11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

(6) 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者については、保育士試験受験科目免除願にそれぞれの資格を有することを証する書類を添えて提出させることで、筆記試験科目の社会的養護、児童家庭福祉及び社会福祉を免除することができる。

また、指定保育士養成施設の科目履修等により教科目を修得した社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士においては、別表2のとおり、修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、試験科目の一部又は全部を免除することができる。

8 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験について

(1)～(3) (略)

(4) 科目免除の取り扱いについて

① (略)

② 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により特例教科目を修得した場合、別表1②のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8(1)⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。

合わせる場合についても、規則第6条の11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

(新設)

8 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験について

(1)～(3) (略)

(4) 科目免除の取り扱いについて

① (略)

② 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により特例教科目を修得した場合、別表②のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8(1)⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。

③ 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により教科目を修得した場合、別表1③のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8（1）⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。

④ 特例対象者は、指定保育士養成施設において別表1のとおり修得した教科目に応じた保育士試験免除科目、前年又は前々年に合格した科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全てもしくは一部を組み合わせる場合についても、規則第6条の11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

(5) 留意事項

① 別表1②と③の両方を組み合わせて筆記試験科目の一部又は全てを免除することも可能とする。

② (略)

③ 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により教科目を修得した場合、別表③のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8（1）⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。

④ 特例対象者は、指定保育士養成施設において別表のとおり修得した教科目に応じた保育士試験免除科目、前年又は前々年に合格した科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全てもしくは一部を組み合わせる場合についても、規則第6条の11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

(5) 留意事項

① 別表②と③の両方を組み合わせて筆記試験科目の一部又は全てを免除することも可能とする。

② (略)

(別表1)

- ① 幼稚園教諭免許を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表  
表(略)
- ② 特例教科目による試験免除科目・修得教科目対応表  
表(略)
- ③ 実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表  
表(略)

(別表2)

社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者における試験免除科目・修得教科目対応表

○試験免除科目

○指定保育士養成施設で修得した教科目

保育原理	←	保育原理	乳児保育	保育相談支援
		障害児保育		
教育原理	←	教育原理		
保育の心理学	←	保育の心理学Ⅰ	保育の心理学Ⅱ	
子どもの保健	←	子どもの保健Ⅰ	子どもの保健Ⅱ	
子どもの食と栄養	←	子どもの食と栄養		
保育実習理論	←	保育内容総論	保育内容演習	保育の表現技術
保育実習実技	←	保育の表現技術		

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

(別表)

- ① 幼稚園教諭免許を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表  
表(略)
- ② 特例教科目による試験免除科目・修得教科目対応表  
表(略)
- ③ 実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表  
表(略)

(新設)